市民活動団体（任意団体）の規約・会則について

・任意団体の規約等は、所定の形式はなく団体の活動内容に合わせて自由につくることができますが、一般的に、団体規約等はその団体がどんな団体であるかを公に示すものでもあり、名称や活動内容等の押さえておくべき項目があります。

・また、団体規約等は、団体の構成メンバーが、目的や活動内容を明文化することによって共通認識を持ち、スムースに活動をすすめていくうえで役に立ちます。

○○○○○　会則（例）

（名称）

第1条　この会は、○○○○○（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第2条　本会の事務所は、会長宅（小浜市○○○××－×）とする。

（目的）

第3条　本会は、○○○○○に関する活動（事業）を行うことを目的とし、令和○年○月○○日設立する。

（活動・事業の種類）

第4条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

（１）○○○○○

（２）○○○○○

（３）その他、目的の達成に必要な活動

（会員）

第5条　本会の会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（入会および退会）

第6条　入会を希望する者は、入会届を会長に提出し、承認を得るものとする。

２　会員は、退会届を会長に提出することにより任意に退会することができる。

（会費）

第7条　会員ごとに年額○○○○円とし、〇月〇日までに納入するものとする。

（役員）

第8条　本会に次の役員を置く。

（１）会長　　１名

（２）副会長　１名

（３）会計　　１名

２　第１項に定める役員は、会員の互選により選出する。

３　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第9条　会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。

３　会計は、本会の出納事務を担当する。

（総会）

第10条　本会の総会は、会員を持って構成し、年に１回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

２　総会は、以下の事項について審議し議決する。

（１）会則、事業等の改廃

（２）事業計画・収支予算および事業報告・収支決算

（３）本会の解散

（４）役員の選任または解任

（５）その他本会の運営に関する事項

３　総会は会長が招集する。

４　総会の議長は、会長がこれにあたる。

５　総会は、会員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

（会計）

第11条　本会の経費は、会員が納める会費、補助金およびその他の収入をもって充てる。

２　本会の会計は、○○○名義の銀行口座において管理する。

３　本会の会計年度は、○月○日から翌年○月○日までとする。

（その他）

第12条　この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

１　この会則は、令和○年○月○日から施行する。

○○○○○　会員名簿

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （ふりがな）  氏　名 | 住所 | 連絡先 | その他 |
| １ |  |  |  | 会長 |
| ２ |  |  |  | 副会長 |
| ３ |  |  |  | 会計 |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |